

## 大分市自治基本条例検討委員会 第5回執行機関・議会部会 議事録

◆ 日 時 平成22年2月25日(木) 13:30~15:00

◆ 場 所 大分市役所本庁舎 議会棟3階 第5委員会室

◆ 出席者

### 【委員】

宇野 稔、高瀬 圭子、竹内 小代美、古岡 孝信、永松弘基、安部剛祐 の各委員  
(計6名)

### 【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、  
同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛(計5名)

### 【プロジェクトチーム】

議会事務局議事課政策調整室次長 藤野 宏輔、総務部人事課主任 伊地知 央  
(計2名)

### 【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 島谷 幸恵(計2名)

### 【傍聴者】

無

◆ 次 第

1. 開会
2. 議事

- (1)執行機関・議会関連について(第10回全体会議を踏まえた検討)
- (2)その他(次回開催日程等)

### <第5回執行機関・議会部会>

事務局	ただいまより、大分市自治基本条例検討委員会第5回執行機関・議会部会を開催いたします。 では開会に先立ちまして事務局から先日行われました第10回全体会議の意見内容をまとめとしてご報告をさせていただきます。 お手許にお配りしております(報告1)の右端に全体会議での意見の要旨を記載しております。表の中で青字で表示しておりますのは、市長が述べた意見の部分でございます。なお、表では空欄になっている部会もございます
-----	---

が、複数の部会にまたがる意見もありますことから、より関連性が深いと思われる部会の欄にまとめさせていただいたものでございます。その旨をご理解いただきたいと思います。

また、前回の部会終了時に大分県の議会基本条例を用意するようにとのご指示をいただきましたので、参考として配布させていただきました。

それでは（報告１）の資料を読み上げて説明させていただきます。

まず右上の理念部会に関する意見ですけれども、「社会を作るルールや社会を作る道徳、また、一人ひとりの喜びとなることが『前文』や『理念』の中に謳いこまれることで、大分市の条例が他都市のものと違うものになるのではないか。」また「『前文』が市民から見て、『今から新しいことがはじまる』『新しい時代が来るのだ』『それは皆で一緒になって進めていく』という事が分かる内容が良いのではないか。」「『前文』は歴史等のことよりも、人材育成と市民意見を大切にすることだと思うが、ただ、言いつばなしではなく言う以上はきちんと責任を持って、一緒にしていくという内容がほしい。」「丁寧体よりも常体のほうが説得力があるのではないか。」「文章が少し長い。」「どうやって将来の市民を育てるかということ、小学校高学年から中学生にしっかり教えて、わきまえてもらうことが大事であり、本当の市民としては、この条例をよく読んでもらいたいということを訴えかける内容にしたい。」「今回の議論を踏まえて、部会で検討を行う。」

次に定義の部分でございますが、『協働』というのは、『日本一きれいなまちづくり』に代表されるように、行政だけでできるものでもなく、また、行政が市民に責務を負わせるものでもない。」「市民と行政が共に汗を流しながら、誇りあるまちをつくっていくという想いを共有することが『協働』であると位置づけている。また、そういう想いは、市民の間にも定着していると理解している。」「『協働』という言葉は、30年以上前から『コプロダクション』の訳として存在し、都市のサービスの中でどういうサービスを構築するかを考えるための概念として作られた言葉であるということを見ると自治基本条例には必要な言葉であるのではないか。」「まずは実行することが必要であり、その成果が挙げれば名前がついてくるのではないか。」「共通の理解が大体得られているという理解で、今後、定義を明確にしていく。」

次に中ほどの執行機関・議会部会の部分でございますが「議会として、『議会基本条例』と『自治基本条例』の関係について協議をする。」ということで話をいただいております。

続きまして市民参加・まちづくり部会でございますが、「理念部会の協働の定義と同じ。」であります。

また、市長の意見ですが、「これからは、権限なり財源なりを地域に下ろしていくという発想があっても良いのではないかという想いはある。一方では、そこに責務も発生してくる。これが一つの『都市内分権』であると考え。」ということで、「市長の話の踏まえて更に煮詰めていく。」となりました。

その他確認事項といたしまして、「今後の一応の制定スケジュールとして、22年度内に制定をめざすことを確認した。」「今後の条文化をスムーズに行うため、今後の会議に法制室の参加をお願いする。」「一般市民をより巻き込むために、市民向け会報を作成する方向で検討を行う。」という内容になって

<p>部会長</p>	<p>おります。</p> <p>それでは、部会長さん、進行をお願いします。</p> <p>はい。皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>今日は全体会議を踏まえての部会でございます。第5回ということになります。司会者の想いとしまして、今日の部会では長い間懸案事項になっておりまして、この部会でまだ一度も議論がされていない、しかし全体会議では意見が出た内容でございます「議会基本条例と自治基本条例の関係」をいかに捉えるかというところの議論を、一回この部会でしっかりやっておかなければいけないのではないかとということが、司会者として今日最大の目的でございます。</p> <p>それから、その議論を踏まえて、次にどういうステップを踏んでいったら良いのか、という今後の段取りも整えさせていただけたらと思っている次第でございます。</p> <p>そこで、今私が冒頭で申し上げました議論を行う前に、委員の皆さん方が全体会議にご出席なさいまして、そこでいろんな部会からご意見が出まして、いろんなご感想、ご印象を持たれたのではないかと思います。そういったところをまず最初に述べていただきまして、それから段々と、先ほどの問題に議論を進めていったらいかがかなと思うわけでございます。</p> <p>前回の全体会議ではキーワードになるのではないかとされる「協働」という言葉、更には「都市内分権」という言葉の内容につきまして、かなり議論が行われたと思います。更に、本部会と直接関連することでございますが、本部会が検討するテーマになっております「議会基本条例と自治基本条例の関係」につきまして、自治基本条例は最高法規性があるのではないかと、そういう位置付けにすべきではないかという議論も出たところでございますけれども、最高法規性というのも一つのキーワードになるかなと思われま。</p> <p>更に、子どもの内容について全然出てきていない。市民の中に未成年者、選挙権のない子どもが入るのではないかと。その点について何か触れなくて良いのかなという事も、改めて問題提起されたところでございます。</p> <p>そういうことで、一定程度の話の内容の詰めがなされておる状況でございますけど、今一度白紙の状態で結構でございますので、全体会議のご参加の印象、ご感想を、委員の皆さんから述べていただくことから出発したいと思います。よろしゅうございませうか。</p> <p>委員、最初に口火を切っていただけますか。</p>
<p>委員</p>	<p>僕は前の前文のところ意見を述べさせていただいたのですが、ここに前文がありますけれども、前文のほかに1、2点加えた方が良いのではないかなという気がしました。まだ全体がよく見えていないので、はっきりどうこうとは言えませんが、部会長が言われたように、協議に入る内容を挙げた点を協議していったら、良い案が出てくるのではないかと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>自治基本条例ということでこの位置付けは、おそらく大分市におけるとこ</p>

るの最高規範ということで位置付けられると思います。ですから作るについてはよっぽど慎重に中身を考えていかないと、特に私が一番懸念するのは、市民ということの位置付けですね。この辺を慎重に考えていかないと、市民といえば、基本的には大分市に住民票をおいているのが、まさに大分市民でしょうし、市にきちんと税金も払っているということだろうと思いますので、いわゆる選挙権を持っている人が中心になるかと私は思います。ただそれだけに拘るということには、若干問題があるうかと思えますけれども、さりとて、大分市以外から通勤通学をしている、ましてや未成年など何もかも拡大して市民だということにしてしまうと、この条例の中身も考えていかなければならないし、本来的な大分市民ということだけでいくのであれば、そう問題なく基本条例を作っていけるのだと思います。ただこの基本条例を作る中において、市民を主体にとか、住民が全て参加してというような言葉だけに捉われていってしまうと、本来の首長の権限なり、議会の権限なりが失われてしまわないように、この辺のところ为抓手と私どもが認識して、自治基本条例というものを作っていかなければならない。ただ流行と言いますか、ムードに流されて「あっちこちの市が作っているから、大分市も。」というような流行気分で作るということは、私は非常に危険性があると考えております。

副部会長

全体会議の話を聞いていて、大まかなところは共通理解みたいなものができているのかなという気はいたしました。ただ細かい詰めというのは、確かにまだまだこれからという面が非常に多くあるのも事実でありまして、今、委員が言われたような話もちろんですし、あとは今いただいた報告でも、大体の理念に関わるようなところをまず先行して意思統一を図っていただけますけれども、そこから先は、どうこれを動かしていくかという部分がまだまだこれからかなという気がありますので、その辺も踏まえて、もう少し長い目でやらなくちゃいけないのかなと思っていますところはあります。

ただ、私も市民の一員ですので、市民という存在がどこかに行ってしまうような条例になればいいかなと思っています。最初にこの部会に出たときにも、この部会名に「市民」というのは入っていないというのがあって、実際には、市民も含まれているんですけども、名前とか形は非常に大事だと思います。そこにないと、それだけ見る人はたくさんいますので、そこにないと無いように思われてしまうということもありますので、いかに見せていくかということですね。そういうことにも気を配っていただければいいかなと思っています。大雑把な話で申し訳ないんですけども。

委員

全体を通しまして思っていることは、自治基本条例という割に「自治」という定義もないし、なんだろうかと。市民と協働という言葉ばかりが先行しているような気がするので、自治ってなんだろうかと。基本的なものなんでしょうけれども、そういったものが前回の前文の中にも出てきていないと、私自身は思っています。そういったところが明確になっていかないと、条例の性格なり、考えというのが、明確になって来ない気がします。それが無いので、下に行けば行くほど話がぼんやりしてくる。「自治ってこういうことなん

	<p>ですよ」とニセコ町の条例なんかにはきちんと謳っています。そういったことがあって、その下に条例が発生してくると、まだまだ市民の皆さん方にも分かり易くなって来るだろうし、条文そのものも具体化してくるのではないかと思います。</p> <p>委員 会議に出させていただいて、やはり時間をかけて、みなさんが誠実に一生懸命考えておられることで、明らかになってきた事が私としてはかなりあるなあとおっしゃっていただきました。</p> <p>その中で、やはり目的は何なのかという共通理解がいるということと、用語の定義は委員がおっしゃったとおりで、私も知らなかった用語として、地方分権ではなく地域主権なんだとか、協働というのはパートナーシップとどう違うのかとか、都市内分権という新しい考えを、どのようにこの中に入れるのか入れないのかとか、条例の優先順位ということが、今日話し合う次の議会と行政と市民の関係についても、まことに深く関わっているのではないかなとか、それから最後に、子どもに関することをこの中に組み込むのか組み込まないのかとか。いくつかの問題点が強くなったのかなと思います。</p> <p>私は、子育て教育や福祉の中で、今一番子どもがどう育ったら良いかというのが混乱している。その話と自治というのが関連してくる。自治に参加する市民が育つということが、国民が育つということが、いろんなものへの解決に繋がるので、大分市が自治基本条例を建設的に進めていくということはとても有意義なんだと捉えさせていただきました。以上です。</p>
	<p>委員 委員長さん、もう一度よろしいでしょうか。</p> <p>この自治基本条例を作るにおいて私が一番危惧するのは、これが何もかも権利的な条例になってしまうということになると、非常に問題になる。権利には、当然義務というものも付いてくるわけですから。権利だけを振り回されるような条例であれば、反って大分市の自治を壊すようなことになるわけですから、そういう条例を作るにおいては、当然、権利イコール義務というものを、やはり市民の義務というものをきちんと私共の頭の中に置いた形の中で、この条例作りを進めていく。だから権利が先行するような条例であってはならないと。私はそれだけは強く申し上げたいです。委員の一人として。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方から、いろいろご意見をいただきました。私は全体会議に参加させていただきまして、やはり会議を何回も重ねることによって、段々と、概要的なものが詰められているなど。一気呵成にということでは全くございませんけれど、徐々に条例の中身が、段々とはっきりしてきつつあるという感じを強く持ちました。</p> <p>すなわち、会議を何回も重ねることは、大変な意義があるという印象を持った次第でございます。いきなり定義が共通理解になるはずもないと思います。各々のイメージが違うわけですから。それは徐々に詰めていけば一つのまとまりになるのかなと思っております。</p> <p>今日は、先ほど申し上げましたような主たる目的が私の掲げているテーマ</p>

でございます、そのテーマを議論する上で、これまでの全体会議の議論を踏まえていただきまして、ご発言をいただければと思っております。情報の共有化というものが絶対不可欠でございます、全体会議で情報の共有化がかなり図られたかなと思います。

そういう中で、まだまだ不十分な部分があると、先ほどから委員の皆さんからおっしゃっていただいております自治という概念ですね。これをまず明確にすべきではないかとかですね。市民の権利だけではなく、義務も同時にワンセットにして考えていかなければならないというようなこと。そういうのは、今後の大きな課題になってくると思います。

そこで、忙しい皆さんでございますので、なるべく共通の時間が取れる間に、本来の議論を絶対一回はしておかなければならなかったものを、今日やっていただけたらと思えます。要するに、自治基本条例と、先行しております議会基本条例の関係でございます。一つの考え方として、前回の全体会議に出ましたのは、私どもが今制定を目指している自治基本条例の方が高位に位置するということで、同列ではないと。執行機関の基本条例が自治基本条例であるという認識ではなくて、議会基本条例を包含したところに自治基本条例が位置するというような認識が、この間示されました。かなり多数意見かなという感触を持ったところでございますけれども、その辺からいかがでしょうか。いやそうではないというようなご意見がございましたら、出していただければと思えます。そこから出発したいと思えます。物の考え方というのは、当然そういう考え方も僕はあって良いと思えます。地方自治というのは二元性であると。議会と執行機関であると。じゃあ議会が基本条例を作ったら、執行機関も基本条例を作る。それは対等ではないかと。なんでそこで執行機関の方が上にいくんだということが、全く出来ないとかですね。もし自治基本条例というものが、今作っているものが、上位に位置するとすれば、それはそれなりのちゃんとした理屈があると。単に、執行機関だけの基本条例じゃないという定義付けも明確にしておかなければいけないというようなご意見も、当然あるかと思えます。

そのところは、いかがでございましょうか。

委員

これはもう、どちらが上だとか、どちらが下だとかいうことではない、まず目的が違うと思えます。自治基本条例の立場で見れば、私たちも一市民なんですよね、正直なところ。その中で対応していくべきであろうと思うし、議会基本条例ということから見ると、市民であっても、私たちは、執行部の遂行していることに対して、市民を代表して監視すべきものはきちんと監視しながら、間違った方向に行かないようにすべきという役割もあるわけですから。その辺の目的が違うわけですので、自治基本条例の方が上だとか議会基本条例が下だとか上だとかいうことには、私はならないと思えます。それぞれの独立した形の中で規定がある。私はそう思います。

部会長

ありがとうございます。  
ずっとご意見を賜りたいと思えます。

委員	<p>小さなことですが、さっき「市民の」という言葉が出ました。自治のところを「市民」としたらという考えも抱いているものですから。頭の「自治」を「市民」というふうな形でいけば、まず自治というのは非常に硬い言葉というか、そうすると議会もどこも理解できようかと思えます。区別がきちんとできて、その区別の判断も出来るような気がしないでもないです。思いつきで申し上げました。市民という意見が出ましたので。</p>
委員	<p>自治というのは単なる自治なのか。自治体を指している自治なのか。</p>
委員	<p>その定義をきちんとしていないのでその説明ができないんです。</p>
委員	<p>その辺を区別できれば。他に良い言葉があれば。</p>
委員	<p>自治が何を指しているかというのは、まさに今おっしゃるとおりだと思いますけれども、そのどこを指しているのかがなんかよく分からないので、どうしたものかなと。</p>
部会長	<p>どうぞ、ご議論を。今日は徹底的に、そのところをやっておくと思いいます。</p>
副部会長	<p>自治基本条例がよく分からないことの一つの要因として思うのが、自治基本条例と言いながら、その中身のかなりの部分が執行機関の話になっているような気がします。それが議会基本条例と執行機関基本条例とそれは全く役割は違うし、地方自治の二元性のシステムに合っていますので、それだったら並び立つというのも非常によく分かるんですけれども、自治という言葉で執行機関のやることと市民のやることが何か一緒になってしまっているの、そこはちょっと混乱をすることのような気がします。部会代表者会議でも、我々が今話をしている基本条例っていうのは、市民にとっても最高規範としての基本条例だと思っていたけれども、例えば、議会基本条例を独立させるならば、これは行政基本条例なんだということになるのではないかというご意見も、その通りだと思いました。その場合、市民は一体どこに行ってしまうのかという気持ちに、どうしてもなってしまいます。市民のことは置いておいて、議会と執行機関ということにするならば並び立つでしょうが、そうすると市民はどこかにいってしまう。市民ということを表に出すならば最高規範性を持つ全てを包含したものでなければおかしいような気がします。そのあたりがはっきりしないと…。</p>
委員	<p>目的が見えないですね。</p>
委員	<p>市民から見たときに、議会との関係と行政との関係を見ますと、議会というのは選挙を通じたときにとっても深い関わりがありますが、一回選ばれますと陳情とか請願以外には、あまり話を聞いていただきながらそういうふうに繋がる以外ないので、そこが生じにくいですね。</p>

	<p>ところが、市政の方は、私たちが直接いっぱい関わります。日常生活から何かを集団でやりたいときに。それで、先生がおっしゃったように、この中は市政と市民の関係が多くなっていると思うんです。</p> <p>そしてやはり、自治基本条例というのは、委員もおっしゃったように、議員も入っているし、私たちも入っているし、その全体で自然体というのが本来の姿なのだけれども、実態が少しずれている。そしたら、行政の自治基本条例がないだろうかと私がふと考えてしまったのですが、おそらくそれは、服務規定とかそういうことであるのかなと。やっぱり、市の職員さんは、みんな意思とか、生きているわけだから、いろんなことが出てきた時に、彼らのすばらしい才能とか意思というのは、どのように反映されていくのか。全部行政の政策という時にするんでしょから、それは服務規定だけの条例にあたるものがあるのだろうかという疑問を持ちました。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>私は、さっきの委員さんの発言をお聞きしてから、目からウコロが落ちるような気がしたんですけどね。そうだと市民で良いんだ、と。自治というのが、非常に不明確で、仮称として使ってきた。そこが詰められていないというところで、もう一つ先の話が、執行機関と議会との関係とかいうところが出てきているので、あくまでもこれは市民の基本条例だとすれば、当然議会も執行機関も含む上位の存在ということに成り得るといえる気がします。自治というのが、私は個人的には委員のご発言に賛成です。市民という言葉に変えた方が分かり易いんじゃないかなと。</p>
<p>委員</p>	<p>それなら、すんなりいく気がしますね。</p>
<p>委員</p>	<p>自治という言葉は、わからない。</p>
<p>部会長</p>	<p>あくまでも、主役は市民ということですからね。</p> <p>いかがでしょうか。市民というものの基本条例、市民基本条例だという定義をすれば最高法規性があるということがストレートに出てくるということでもとめとしてよろしゅうございますか。全体的なまとめということではなく今日の議論のまとめとして、大まかな方向としてご同意を得たと。</p> <p>はい。まだ全体会議の中でどうなるかというのは、全く考える必要はございませんので、一応部会の議論として、最高法規性は、市民基本条例ということで確認するというにさせていただきますと思います。</p> <p>そしたら、先ほどの別件に入りますが、委員さんから、権利条例ではいかがなものかと。権利と背中合わせの義務もあるんだということをも十分意識しながらの条例でないといけないのではないかとということでした。実は、この件につきましては、1月の段階で、我々が出席した委員の中でも議論したような気がしたのですが、如何でしょうか。権利ばかりを主張するのはいけないということで、事務局あたりにやかましいことを言って、ああしろ、こうしろと言う人がいるのではないかと話をしたような気がしますが、どうでしたでしょうか。我々としては、決して権利ばかりではなくて、義務もし</p>



<p>委員</p>	<p>っかり認識できるようなものにしなければいけないというような議論をした記憶がありますけれども。</p> <p>今まで、どちらかという、権利というか、主張が通ってきたような気がします。今考えると、経済的にも市民の意見が吸い上げられてきたし、いろいろな形の中で出てきたので、委員の意見は最初から出ていた気がしますが、あくまでも議会ももちろんそうですが、僕たち一人ひとりも責任を持たなければならないし、執行部の方も当然責任を持ってやらなければならないことだと思います。今からは特にそういう時代に差しかかっています。子どもなどを見ている、一方的に意見を言うだけで、例えば、授業の中にしても、話し合いとかいう言葉は非常に良いのですが、話し合いだけが先行してまとまりがつかないことが多い。市民の中でも、みんなで良い話し合いをしながら、結果的に言いつばなしだとかいうところがある。これからの時代は、そこに重点を置いて進めていかないと、社会がこれだけ豊かになったし、国際的な時代に変化していますので、あまりにも主張だけを並べ立てても...と僕は強く思います。委員と同意見です。</p> <p>前文の中にも、この前の時にも言わせてもらいましたが、権利には責任があるんだということを強く、前文の中でも訴えるべきだと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>今の内容につきまして、委員の皆様方からご発言をいただければと。</p>
<p>委員</p>	<p>今子どもに関する条例を研究していますけれども、子どもの権利ということになると、言葉の持つ意味として、どうしても義務が反対語として付いてまわります。権利があれば義務がある。子どもに対して義務を課すのかというような話になったときに、条例を作ってがんじがらめになって、寂しい思いをするのかなということになったら、非常にまずいと思います。権利とかっていうことよりも、権利と言ったら「認めますよ」と、その代わりに、義務と言ったら「こうなさいよ」というように難しくなるので、何かちょっと言葉を変えてみるとか。中身については、権利ばかりに偏るのではなくて市民が市民としてみんなで安全安心に暮らすために大切なこととか、そういう言い回しみたいなことでも良いのではなからうかというふうに思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>少し分かり難いことを言うかもしれませんが、責任とか義務というのはある意味ではとても大切なんです、多くの場合、強制力とか処罰性を、法律用語としては、責任とかルールというのは持っていると思います。私たちは、そういう処罰性とか法規で拘束力を持つという形でない責務とか、ルールを守るとか、そういう言い方をしないで、大分市を作っていく上でそういうことをすることが喜びとなるか、進んでそういうことをすることを誇りとするとかというような表現にさせていただくと、良いなと思います。</p> <p>私は、子どもの人格が育つのに、国連でやっている52の美德というのを使って、とても効果があるなど。学校に行けない子どもに「あなたは人のためにどういう美德を使いますか？」という話しをしますと、子どもは、勇気</p>

部会長	<p>とかいろいろおもしろいものを見つけてきます。そして、それをしっかり味わってもらおうと、昨日まで学校に行けなかった子が、単位が足りなくなる次の日に行けたりするので、子どもは大人以上に脳に溜まっていませんので、新しいものを受け入れる力があります。そのときに、強制とかではなくて内面から発露する喜びとして、そういうことをやっていくんだという自覚が生まれるような条例だと良いなと思います。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>基本的には、責務と義務とを同時に考えていかなければならないということは、異論がないようでございます。私も異論はございません。</p> <p>あとは、表現の仕方が、より工夫していければというご発言をいただいたところでございます。</p> <p>話は飛んで、支離滅裂な男ですからとんでもないことを言い出すんですけど、この前テレビを見ていましたら、大阪市の生活保護を受けている方が、市民の12人に1人という話を聞いて「本当かい」と。120人に1人というなら分かるけど、12人に1人ということですよ。これがどんどん多くなっていったら、財政破綻は目に見えているんですよ。そこに自治も市民もへたたくれもなくなるのではないかなと。ものすごく恐怖感がありますね。そこのところは、ある時代までは、言葉が悪いですけど、行政におんぶに抱っこということも許された時代もあるかもしれないけど、これからはやっぱり、行政と市民というのは議会、執行機関、市民とみんな対等な関係で互いに働きあって、協力しあって、『住みやすいまちづくり』にしていくということが、基本的なことだと思います。ほとんど異論がないかと思しますので、そういうまちづくりをするならば、市民にもそれなりの覚悟、対応をとっていただくというのは、必要にならざるを得ないという気がします。</p> <p>あとは、いかにそれを「こんなことをすると罰せられる」と、委員さんがおっしゃったようなことではなくて、「市民としてはこんなことをするのは当然やるべきことだよ」というようなイメージを持っていただけるような、そういう表現をしていければ、より受け入れてくれ易いのではないかなと思います。口を開けて待っているような時代は終わったということですよ。</p>
事務局	<p>ちなみにですね、先ほど部会長も言われたのですが、12月16日の第3回目の本部会におきまして、市民政策提言とかモニター制度についてのお話もいたしました。その中に、審議会の公開率のことなどもあったのですが、そこでの委員さんのご発言の一つとして、「市民の皆さんが、自治を担うだけの意識を持っていただくことも必要である。」とか、あるいはまた「行政にあれこれ言うだけが市民ではなく、自分たちもこうするので、ともに考えていかないと自治が成り立たない。」、あるいは「一部の少数者が、自分の利害だけのために、この条例のシステムを利用することは、あってはならない。」、あるいはまた「文章や言葉の表現は、あっという間に全国・世界へ広がって行く可能性があるので、行政・検討委員や市民にとっても、言葉に責任を持つ必要がある。」というようなご発言がなされております。念のためご報告します。</p>

部会長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の方で、詳細な議事録を取っていただいておりますので、ご紹介をいただきました。</p> <p>さて、その他に、是非今日この段階で話し合っておくべき内容があれば、ご提案をいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>そのことと合っているか、わからないのですが、部会長の生活保護が増えているというお話とか、ニートや引きこもりが増えるということは、社会崩壊につながるし、それこそ自治どころではないと思うんですね。そのときにやはり、社会全体が、どのような産業・職を用意できるかということと、同時に社会参加をすることに意欲的になる子どもが育つという面が、とても大事だと思います。それで、私が触れている方は、先日も発言させていただいたように、そういう意欲が削がれていると言いますか、自己否定がとても皆さん強いし、拘りも強いので、そこでエネルギーを使っていて、プラスの方にエネルギーを使わずにいる方が多いんですね。それはやはり、自尊心というものが、本当の意味で育っていないし、そのことが、犯罪にもつながる。また、同じ生活保護を受けるにしても、意識が違う。その辺をどこで、市民基本条例、そう言いたくなかったのですが、そこに何かうまく織り込むのか、それとも、何か別の政策の中で盛り込んでいただくのかということ、少し気にしています。</p>
部会長	<p>まさに、誇りがあればね、違ってきますよね。</p>
委員	<p>彼らは、10点満点で言うと、1か2なんです。それで、私がよく言うのですけれど、イチローの逆バージョンと。神経質な方というのは完璧主義なんですね。で、イチローは、三振してもそれに囚われずに、次にヒットを打つために自分をどう鍛えるかという方に行くのだけど、多くの方は、三振したことに拘って、自己否定するんですね。だから、そこが変われば、イチローになれるという風に励ますのですが、そのときに責務とか処罰では、ますます自己否定してしまいます。</p>
部会長	<p>委員のお話を聞いていると、市民が育つような体制作りが必要でしょうね。大分市で育った子どもは、良い大人になるよね、というようなね。</p>
委員	<p>権利も義務も超越したような。</p>
委員	<p>それとですね、僕も以前は教育者の端くれだったんですが、社会も家庭も、体の不自由な方にしても、老人にしても、子どもにしても、我々にしても、過保護とか甘えとか、その辺の裏返し（として、権利ばかりを主張する風潮）があるかと。確かに、子どもたちには、やれば自分でできることでも、わがままを通してしまう、自分の権利を主張するという面は、多々ありました。責任とか権利とか言う言葉は、非常に重たい言葉ですが、これは、別に制約があるものではなくて、やはり、警察権とかになれば、強い制約を伴うと思</p>

	<p>いますが、市民の権利とかは、逆に言えば、オブラートに包んでしまった部分を若干、その、本当に真面目で弱い立場の人のことも何処かで謳わなければならないとは思いますが、それと同時に、今言った過保護や甘えとか、逆に親の押し付けとか、いろんなことが考えられますが、何とか議論を深めて、将来を担う子ども達を今から作っていかなければならないので、「言葉はきついかも知れないけど実は優しく見守っている」というような形のものがあったらいいのかなと。一つの意見として。</p>
<p>委員</p>	<p>子どもが、生き活きと生きるというのは、まず第一に沸き起こってくる素のエネルギーなんですね。しかし、それはそのままでは、社会適応できません。その中で、社会適応力を自尊の心を持ちながら身に付けるということであって、外からの義務や押し付けで、心から同意することなく押し付けられるのでは、反抗が起こったり、非行が起こったり、我慢の緒が切れたりすることになると見ています。だから、委員のおっしゃった大切なことを、心からそうしたいと思うように育つ。それが、おそらく過保護とか甘やかしのの中では育たないけれども、愛着というのも基本にはある。その辺のバランスをどう取るかということだと思います。これを自治基本条例の中にどう謳うかというのは、とても難しいけれども、敢えてチャレンジするのも嬉しいかなと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>これはやはり、何か委員の皆さん方が言わんとしている部分というか、あるんじゃないかなと思うんですね。やはり「人」じゃないんですかね。自治を支えていくのは人ですからという。そして、人をいかに立派な市民に育てていくか、育てていただくかということは、抜きにはできないという。全体会議のときにも、そういう趣旨のご意見があったと思います。このことは、我々の議論のテーマとしては、義務とか責務とかという言葉を使うかどうかは別として、権利とワンセットだということ認識して、条例制定に向けて考えて行こうということによろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>権利ということにも、何か二面性があるような気がするんです。行政からサービスを受ける権利という意味の権利というときに、何かとても失礼なことが起きるような気がするんですね。自己主張だけすると。でも、私たちが言っている権利は、自分たちの街を住みやすくする権利という意味で言っているんで、そういうスタンスから見た責務ということであれば、ちょっとニュアンスが変わるのではないかと。だから、自己主張ばかりして、勝手なことを言うというのは、サービスを受身として捉える場合の権利なんですね。そういうふうに感じました。</p>
<p>副部会長</p>	<p>今のご発言は、とても大事なことだという気がしました。やはり、義務とかいうことを抜きにして、自発的に市政に関わっていくという姿勢を市民の皆さんが持って、それを（市は）ちゃんと受け止めていただいて、良いものは伸ばしていただけてという仕組みができれば、先に対して希望が持てるというか、明るい未来を作っていくことができるんだなという気持ちに</p>

	<p>なれますので、その辺りの仕組みとかルールというものが、この条例でできれば良いのではないかと考えています。今、非常にきれいな形で条例全体の構成がまとまりつつあるのかなと思いますけど、それをもう少し具体化して、例えば、市民と行政機関の間でどういうやり取りが可能なのかとか、議会との間ではどうかとか、あるいは、市民同士のコミュニティの間ではどうかとか、その辺りは、どういうふうに意見交換してやっていけるかというようなことを、ルールとして、この中に盛り込めれば良いのではないかなと考えています。それが、これからの仕事になるのでしょうか。難しいとは思いますが。</p>
委員	<p>自治という言葉もそうだけれど、「条例」というと、何か拘束するものというイメージがありますからね。</p>
部会長	<p>そのところは、一般市民を巻き込む工夫をしなければならないということは確認されましたけれど、そうした中で、ある程度まとまったものができたときに、この条例本来の目的が、市民の方に分かっていただけるかと思えます。</p>
委員	<p>何か、ニックネームを付けるのも良いかもしれませんね。和らげるためには。</p>
部会長	<p>先ほどの副部会長の意見をお聞きしていると、これは気の遠くなるような作業になるなという感じは、持ったのですけどね。</p>
副部会長	<p>せっかくの良い理想を盛り込んだものですので、それが絵に描いた餅にならないようにしたいというのは、凄く思うんですよね。</p>
部会長	<p>実現するのは、最終的には各論の部分ですからね。各論に活かない総論というのは、絵に描いた餅になりますので、そこは、体裁の問題として、将来構想として各論を更に詰めていくという、更に個別の条例を制定していく、その大元になるのが、今回の条例だという考え方もありますし、そのところは、今後全体で議論すべきかなと思います。</p>
副部会長	<p>当然、既にあるものもあると思うんですよ。良いものは、そのまま残して取り込んで、点検して足りないものがあれば、それを足していくというような形で、理想に近づいていければと思うんです。</p>
部会長	<p>既に事務局の方でも、市民の権利を保護する既存の条例の確認作業を行っていますので、その中を精査していけば、足りないものがクローズアップされてくるかなという気はしますけれどもね。ですから、全く白地からのスタートではなくて、かなり下地ができていくということですよ。</p>
委員	<p>今日の会議の目的として、執行機関と議会の関係というのが・・・。</p>

<p>部会長</p>	<p>先ほどの委員のご意見のように、「市民基本条例」というネーミングで行けば、議会の基本条例や執行機関の基本条例の上位の条例になるのではないかと。ですから、例えばそういう方向になればですね、技術的なことになると、議会基本条例が制定されていますね。その部分は、今度の市民基本条例の部分では触れなくて良いのか。それとも、もう一度、重複することになってでも触れるべきなのか。執行機関の部分もかなりありますので、そのバランスをどう取るかとかいうことも、技術的な問題としては出てくるかと思えます。捉え方として、最高法規性を謳うのであれば、やはり、議会と執行機関というのは、対等に扱っていく必要があると、私個人は考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>議会と行政が、スムーズな良い関係になってですね、市民自治がより効果的になるために、市民基本条例の中に何か謳えるのかという発想がありましたね。</p>
<p>部会長</p>	<p>その考量をいかに上手くいくかというのが、今までに無いですから、当然必要になってくるかと思えますね。その辺のところは、今後の全体会議等の調整の中で詰めるということによろしいでしょうか。その中で、私としては、題名を「市民基本条例」に変えてくれないかなと。そういうことでお墨付きをいただいてやれば、我々としても話がし易くなるという感じがします。</p> <p>さて、特にこれ以外の議題がなければ、本日はここまでとさせていただいてよろしいでしょうか。今後の日程につきましては、3月議会の終了後になるうかと思えますが、全体会議の開催を含めまして、私の方で調整させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>事務局の方で、何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>私共の方とすればですね、他の全ての部会において、具体的な条文策定に向けて、動いていただいております。もう中身に入って議論をしていただいております。ですから、ある程度歩調を合わせていただくために、できれば、次の部会辺りからは、条文の中身の議論展開をお願いできないかなと。そのためのご準備をお願いできればと思います。先日の全体会の席でもお願いしましたけれども、22年度中の条例制定を目指すということになりますと、6月議会の終了後には、市民意見交換会等を開催する必要があるかと思っております。もちろん、22年度中というのは、一つのスケジュール案ではございますが。</p>
<p>部会長</p>	<p>私個人としましては、これまでの本部会での議論を踏まえて、最も根幹的な部分に関わる本条例の位置付けですね、最高法規性の位置付けをどこかでオーソライズしていただかないと、具体的な作業を始められないのではないかと思っています。まあ、おそらくオーソライズされることは、問題ないだろうということ。そうすると本条例の中に議会基本条例はどういうふうに掲げていくのかということが、具体的な問題になるうかと思えます。そのところを、あらかじめお考えになっておいていただくと、次回の議論へスムーズ</p>

	<p>ーズに入っていけるかなという気がします。</p>
委員	<p>条例を作るときに、定義が曖昧なまま条例の文ができると、私たちも戸惑うので、各部会で用語についての共通理解・定義を教えていただくと、混乱が少ないと思います。</p>
事務局	<p>現在、理念部会の方で、前文の外に定義についての議論をいただいております。現段階でも、ある程度の定義の案は準備しておりますので、その途中経過ということで、各部会へ報告させていただいた結果、更に議論展開をしていただければと思っております。前回の全体会では、まだ案が固まっていないということで、提示は控えさせていただきましたが、明日も次の理念部会が開催されますので、その結果を受けて、皆さんにお知らせしたいと考えております。</p>
委員	<p>しつこいようですが、目的と定義は、共通で認識していないと、各部会間で議論が噛み合わなくなると思います。</p>
事務局	<p>目的については、かなり練り上がってきておりますけれど、定義については、条文作成上のテクニク的なものもございます。例えば、「市民」の定義をどういう風にするのかとか、執行機関の範囲や市長等の範囲をどこまでにするのかとか、あくまでも例えですが、「まちづくり」についての定義を置くのかとか、あるいは、「自治」というのを前文にある程度具体的に謳い込むのか、それとも定義の中で示すのかということもあります。ですから、全てそれが出揃ってからスタートということになりますと、時間的に難しくなってきますので、平行して議論展開をお願いしたいと思っております。当然、途中段階での状況というのは、皆さんに全てお示ししたいと思っております。</p>
委員	<p>先日いただいた前文の案について、これを読んだときに、確かにコンパクトにまとめられていて、大事なことも入っていると思います。これに対しては、私も全体会のなかで意見を言わせていただきましたが、この前文というのは、憲法などでも最も大事な部分ですし、この大分の自然とか歴史などを入れるのも良いことだと思いますけれど、やはりこれまで市が守ってきた平和とか、人権とか、子どもの問題とかということも、仮に大まかな表現になったとしても、入れなければいけないのではないかと、前文の中に。例えば、郷土の文化を守りながら、国際的な人材を育てていくとかですね。それと、今回資料でいただいた県の議会基本条例の表現などを見て思うのですが、個人的には、丁寧体よりも常体の文にした方が良いかと。今日は、その辺りの話も、非常に大事な部分ですので、もしかしたら話題になるかも知れないと思ひまして、自分なりの案も考えては来ましたが。</p>
部会長	<p>委員さんがお考えになった案につきましては、事務局を通じて、理念部会の方にお渡しをして、議論の参考にしていただければと。今後は、部会の枠を越えた意見交換をしなければならない時期が来ていると思うんです。その</p>

	<p>典型的な場面が全体会議で、そこで意見を出し合うことが最も効率が良いのかも知れませんが、そこではなかなか意見が出にくいという面もあるので、こういう形で意見を伝え合うということも良いことではないかと思えます。それについて、もし何らかの返答があれば、状況に応じて、全体会議でご発言いただくと良いのではないのでしょうか。いずれにしましても、個人的には、なるべく近いうちに全体会議をもう1回開いて、定義等の確認をするという作業が必要ではないかと。即ち、頭がぶれますと全体がぶれますので、私たちがこれから具体的な作業に入っていくときに、せっかく皆さんから意見をいただいた最高法規性の確認が崩れてしまったら、何のことも分かりませんので、そういったところ、更には協働の概念、都市内分権等のいろいろなもの。あるいは、権利や責務についての謳い込みといった共通的なものの確認作業をとっていったら、その上で事を進めて行けば、後戻りしなくて良いのではないかと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>仮に、22年度中に作り上げるというのであれば、委員会の回数も増やして、もっと集中的に議論をしていかないと、今ぐらいのペースでは厳しいのではないのでしょうか。本当に議論を尽くして、市民が納得と言いますか、ある程度理解できるようなものを作ろうとすれば、そうしないと間に合わないと思えます。</p>
<p>部会長</p>	<p>おっしゃるとおりだと思います。新年度になれば、スピードアップをして、加速をつけなければと思っております。個人的には、今年度中に、頭になる部分、骨格になる部分が共通認識で固まれば、具体的作業が進んでいくと思えますので、できれば、月末にでも全体会議を行いたいところではあります。その辺は、事務局と打合せをさせていただきます。また、日程が定まり次第、ご連絡を差し上げたいと思えます。</p>